

令和7年度（2025年度）第3回東海市協働推進体制づくり検討委員会
会議録

1 日時 令和7年（2025年）10月15日（水）午後2時から午後4時まで

2 場所 東海市役所 501会議室（5階）

3 出席委員（6名）

委員長 千頭 聡、職務代理者 高井 智広、菅原 好之、澤村 英希、
宝達 真志、加藤 龍子

4 欠席委員（1名）

三島 知斗世

5 公開、非公開の別
公開

6 傍聴者数
0人

7 会議日程

(1) 開会

(2) 報告

ア 第5回とうかいK y o - D o（協働）キックオフミーティングについて
イ 令和7年度（2025年度）第3回東海市協働推進体制づくり庁内検討
会議について

(3) 議題

ア 東海市N P Oと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック2006の
一部改訂について（案）

イ 東海市の多様な主体による協働のあり方について（案）

(4) その他

令和7年度（2025年度）第3回東海市協働推進体制づくり検討委員会の

開催予定

(5) 閉会

8 会議内容

(1) 開会

委員長より開会あいさつ。

(2) 報告

ア 第5回とうかいK y o - D o（協働）キックオフミーティングについて
事務局から報告

（千頭委員長）

委員の中で出席された方はいるか。

（高井職務代理人）

出席したが、様子は報告にあったとおりである。

（千頭委員長）

「市民活動センターの愛称をつける」という意見があり、これは実際に行うにはハードルが高いのか。

（事務局）

市民活動センターと子育て総合支援センターの二つを合わせて市民交流プラザという名称があり、市民活動センターのみの愛称をどうするのかという議論になると思われる。できないことはないものの、協働のあり方（案）として提案を受けたこのタイミングで実施することについて、どこまで内部で説明ができるのかという点を心配している。

（加藤委員）

建物自体にソラト太田川という名称があり、これ以上愛称が増えると利用者の方も混乱してしまうのではないかとも思う。特定非営利活動法人まち・ネット・みんなの広場が、まちづくり協働推進事業として市民活動センター運営委託を受託する際に、「愛称をつけたい」という提案をしたものの、同じような議論があり、今日に至っている。

（千頭委員長）

市民協働課としては今更「愛称をつけたい」と言えないものの、ワークショップ等で市民から提案があったということであれば、仕掛けやすくなるという認識で間違いはないか。

(事務局)

そのとおりである。

イ 令和7年度（2025年度）第3回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議について

事務局から報告

(千頭委員長)

税金について、集めるのは行政であるが、市民が納めたお金であるため、何に使うかを行政だけで考えるのではなく、行政を含めた多様な主体で議論して決めていくのが望ましい。

また、予算上、公金を使って事業実施をしている場合でも、全て行政がやっているというのは間違いである。多様な主体がノウハウを提供していれば、金銭面以外の部分の負担をしていることになる。

(高井職務代理者)

とうかい協働ルールブック2026（案）の「企画立案」の「人件費管理費の積算」については、あえて主語を行政として、意識付けを行うことも必要だと思う。

(千頭委員長)

「適切に契約額を積算するように努める」というのは、色々な方の意見を聞いて、妥当性のチェックをしながら検討するという意味合いも含まれているように思われる。

(加藤委員)

この点について、現行の案のままで違和感はない。

(菅原委員)

税金を市民にどのように還元するのか考え、適正に行うのが行政の仕事であり、その還元の仕方が直接的なものなのか、NPO等を通しての間接的なものなのかという違いがあるだけである。コミュニティも、行政から補助金等をいただいて活動している部分があり、NPO等への補助と変わらず、還元の仕方として、色々な窓口があっても良いのではないかと思う。

(千頭委員長)

「(2) 東海市の多様な主体による協働のあり方について（案）」の意見について、各課題について、それぞれの取組項目が必要だと考え、あえて再掲しているため、このままで良いと思う。

(3) 議題

ア 東海市NPOと行政の協働指針 とうかい協働ルールブック 2006の一部改訂について（案）

事務局から説明

（千頭委員長）

「このメンバーで責任をもって検討した」と示すために、とうかい協働ルールブック 2006と同様に、検討委員会の委員名簿を掲載した方が良い。

（事務局）

補足になるが、とうかい協働ルールブック 2006作成時が「協働」の走りの時期であり、考え方を尊重しながらNPOの方々と協働に取り組んでいる。ルールブックを改訂した場合、建付けを今後どのようにしていくのかを、とうかい協働ルールブック 2006の署名団体も含めて議論していく必要があると認識している。

（千頭委員長）

とうかい協働ルールブック 2006に署名した団体に、今回の改訂についての意見聴取はするのか。

（事務局）

署名した団体だけでなく、市民活動センターの登録団体、市内に住所のあるNPO法人にもパブリックコメント的要素として、意見聴取をする予定である。

（千頭委員長）

今回の改訂に伴い、表紙の裏には市長の言葉を掲載するということが良いか。

（事務局）

そのとおりである。前回はルールブックを作成するための委員会であり、市長と委員長の言葉があったが、今回は「東海市の多様な主体による協働のあり方」も提言いただくため、そちらに委員長の言葉は掲載させていただく予定である。

（高井職務代理者）

資料8 ページの「(2)目的」の下から3行目「自律性を保障する」の後に「こと」がないと文章が成り立たない。

（事務局）

修正させていただく。

(千頭委員長)

資料 8 ページの「(2)目的」の下から 3 行目「自律性を保障する」では「自律」という言葉を使っており、資料 10 ページでは「自立型地域社会の構築」のように「自立」という言葉を使っており、2 か所とも二つの言葉の意味の両方を並べるのが適切な表現になるかもしれない。

(加藤委員)

注釈を入れるのも一つのやり方だと思う。ルールブックというものは、わかりやすさが大事である。

(千頭委員長)

資料 9 ページの「(3)性格」の 1 行目が文章としておかしい。「行政を含む多様な主体の法的な責任を」とする。

また、地縁団体という言葉地域団体に変えたが、法人格を持つ地縁の団体は東海市内にあるのか。

(事務局)

東海市内には 2 団体ある。いずれもお祭り等に関連する財産を持っている町内会単位の団体である。

(高井職務代理人)

資料 15 ページの「2 行政以外の多様な主体が心がけること」の黒丸 7 つ目の「変化への対応」と、その下の「自主的統治」について、主語を地域団体に限定しているのは、何か理由があったか。

(事務局)

とうかい協働ルールブック 2006 の一部改訂という前提であったため、当時のままとなっている。

(菅原委員)

他の項目の主語を多様な主体とするのであれば、この 2 項目の主語も多様な主体に修正した方が良いと思う。

(事務局)

修正させていただく。

(千頭委員長)

想像になるが、2006 年頃には地縁的な組織について、少数の方が実権を握って、皆の意見が反映されないという反省があり、わざわざ書いたので

はないか。今はそういう時代ではない。

（事務局）

確認させていただきたいが、資料 15 ページの「2 行政以外の多様な主体が心がけること」の黒丸 3 つ目の主語についても、多様な主体とした方が良いか。

（千頭委員長）

改訂案のままでは、大学と企業は専門能力があるが、地域団体等にはないと言っているように捉えられてしまう恐れがある。

（高井職務代理人）

主語は多様な主体として良いと思う。

（澤村委員）

関連して、資料 20 ページの「3 実施」の黒丸 7 つ目「公金使用の自覚」について、主語が「行政以外の多様な主体」となっているが、多様な主体にしても良いのではないか。

（高井職務代理人）

これも、とうかい協働ルールブック 2006 の作成時の名残である。行政が公金使用の自覚をするのは当たり前のことであるため、行政は除いたと思われるものの、主語から「行政以外の」という部分を削除し、「多様な主体」としても良いような気はする。

（千頭委員長）

「行政は、公金を使う場合には適切なニーズを把握する等の話」と、「行政以外の多様な主体は、いわゆる補助金等を受けて活動する場合には、ここに書いてあるような責任が発生することを認識する」というように、二つに分けるというのもやり方の一つであるが、くどくなってしまうかもしれない。

（事務局）

議題提起になってしまうが、資料 18 ページの「3 透明性・説明責任」の一番下の黒丸の「公金使途の説明」について、「行政以外の多様な主体は、協働事業で公金を使った場合」となっており、カテゴリが第三部と第四部で異なっている。第四部になると「協働を実践するうえでの 4 つのステップ」として「事業実施」のフェーズに進むという流れは、とうかい協働ルールブック 2006 を踏襲していきたいと考えている。

（千頭委員長）

関連して、公金という表現は、行政内部でされているのか。

(事務局)

あまり使用されない表現である。

(加藤委員)

まちづくり協働推進事業の「ふりかえりシート」で公金という表現がされており、市民の血税である公金を使わせていただいているという認識をしている。

(千頭委員長)

あえていうなら「市役所のお金」ではなく、皆で用途を考えていくものということか。それならば公金という表現で問題ない。

澤村委員の指摘の点に戻ると、行政が公金で私腹を肥やすのはとんでもない話なので、ここはあえて行政以外のところと議論することを強調するために書かれているのかもしれないものの、他の項目も主語を多様な主体としているので、この項目も同様にする。

(高井職務代理者)

事務局から議題提起のあった、資料 18 ページの「3 透明性・説明責任」の一番下の黒丸の「公金使途の説明」についても、統一感を出すためにも主語を多様な主体とした方が良いと思う。

(千頭委員長)

行政の視点から気になることはあるか。

(事務局)

懸念しているのは、行政にとっては当然のことだという指摘があるかもしれない点であるが、協働する際には多様な主体と同じスタンスで公金を使うよう心掛けるという点を踏まえて説明していけば、理解されると思う。

(千頭委員長)

主語は多様な主体とする。資料 18 ページの「3 透明性・説明責任」の下から 3 つ目の黒丸の「情報提供」については、主語は行政で良いか。

(加藤委員)

行政のままで良いと思う。

(事務局)

資料 14 ページの第二部の「1 行政が心がけること」の 6 つ目の黒丸の「自主性の尊重」について、「行政はそれぞれの地域団体の意思や事実を尊重し、

地域団体に対して、過重な業務を要請したり、活動方針を押し付けたりしないように努める」とあり、とうかい協働ルールブック 2006 の名残で、地縁組織という言葉が地域団体に置き換えて残しているものの、地域団体に限定するのは、時代の流れを踏まえると、限定する必要はないのかもしれない。

（高井職務代理者）

地域団体に限定する必要はないと思われる。

（宝達委員）

社会福祉協議会では、子ども会やシニアクラブなどを福祉団体という呼び方をすることがあり、自治体によって異なるようである。例えば、障がいのある方のため等の明確な目的を持って活動されている団体が、「自分たちは地域団体なのか」と不本意に思われるかもしれない。

（千頭委員長）

子ども会はそれぞれの地域にあり、入会する条件として、該当する区域に住んでいることが入会の条件になるのか。

（宝達委員）

原則はそうだが、地域によっては隣の区域の子どもの入会を許可している場合もある。シニアクラブの場合も同様のことがあるため、子ども会やシニアクラブを地域団体の括りに入れるのか、福祉団体という括りを加えても良いのかもしれない。

（事務局）

前回の会議の中で、地縁団体では表現に違和感があるという意見があり、地域団体に修正することとした。その際に子ども会やシニアクラブ等も地域団体に加えてはどうかという議論を経て、一旦入れさせていただいているものの、見る人によって異なる解釈をされるということであれば、再度議論をしていただきたいと考える。

（千頭委員長）

前回の会議では、「地縁」という表現は明確に土地の縛りがあるように思われ、「地域」という表現に変えて、それほど強い縛りがないようにするという議論であったと記憶している。

（事務局）

例示として記載しない方が良いか。

（宝達委員）

意図して記載していると思うので、必ずしもそうしてほしいということではなく、そのように解釈される方もいるかもしれないため、問われたときに説明ができれば良いと思う。

（千頭委員長）

地域団体の後ろに、「福祉団体」という括りを入れてはどうかという提案でよいか。

（宝達委員）

そうすれば、誤解を防ぐことができると思うものの、他のページにも影響が出てきてしまうため、慎重に検討したい。

（事務局）

民生委員も福祉団体の括りに入るのか。

（宝達委員）

入ってくる。福祉団体という言葉は、地域の方々からすると聞き慣れない言葉かもしれない。

（菅原委員）

確かにあまり聞き慣れないものの、民生委員の方々は誇りを持って活動されているため、ルールブックを見たときに「なぜ我々は多様な主体に入っていないのか」と誤解を招くかもしれないため、検討は必要である。今後も「多様な主体による協働のルールブック」として使い続けるのであれば、なるべく多くの主体が「多様な主体」とであると分かるようにした方が良いと思われ、福祉団体と入っていた方が、ルールブックを見たときに「こういう協働相手もいるんだ」となるかもしれない。

（千頭委員長）

では、地域団体の次に「福祉団体」と入れるということで提案したいが、事務局としては何か支障があるか。

（事務局）

前回の会議の中で、子ども会、シニアクラブもまちづくりを担う多様な主体の重要な一角であり、それらを入れられるように拡大することと、なじみがあるという意図があって「地縁組織」を「地域団体」と修正した。

先程の提案のようにすると、「地域団体」にはコミュニティ、町内会・自治会だけが含まれることとなり、他の自治体では、コミュニティ、町内会・自治会を「地縁組織」または「地縁団体」と表現するのが通例かもしれない

ため、「地縁団体、福祉団体」とするのが正しい括りになるかもしれない。

(千頭委員長)

東海市の社会福祉協議会は法人格を持っていると思うが、その下部に小さな単位の社会福祉協議会はあるのか。

(宝達委員)

いわゆる「地区社協」と呼ばれるものは、東海市にはない。

(千頭委員長)

「地区社協」があるところは、まさにそれが福祉団体であると思う。東海市では、各地域で活動されている民生委員の方々を全て足し合わせたときに、福祉団体という呼び方をするのか。

(宝達委員)

そのような呼び方をする。子ども会やシニアクラブだけでなく、障がい者支援団体や献血協議会、保護司等も福祉団体と呼ぶ。

現行の改訂案のままでも、自分たちを福祉団体だと認識している方から問われたときに説明ができれば問題ないと思う。

(千頭委員長)

地域団体の下の概念として、「地域団体」の後ろの括弧内に「福祉団体」と入れるのはどうか。

(宝達委員)

誤解する方が多くいるかもしれない。

(菅原委員)

地域団体の後ろの括弧の中の「子ども会、シニアクラブ」の後ろに、例えば「、民生委員など」のように、いわゆる福祉団体の例を1つか2つ入れるのはどうか。ルールブックでは、そのような福祉団体も含めて地域団体という位置づけにしておけば、説明ができると思う。

(千頭委員長)

そのように並べるとしたら、どの団体を出すのがよいか。

(加藤委員)

福祉団体を全部挙げていったらきりがないため、先程話題になった民生委員が、地域で活動する福祉団体の例として分かりやすいと思われる。

(千頭委員長)

民生委員は集団としても機能しているのか。

(宝達委員)

東海市では集団としても機能している。小学校区単位で一つの集まりとして活動している。

(千頭委員長)

「コミュニティ、町内会・自治会」の後ろに「民生委員」を入れるというのはいかがでしょうか。

(事務局)

福祉団体と地域団体は異なるものという点が議論の入口であったと思うが、地域団体の括りに、福祉団体を入れることは問題ないか。

(宝達委員)

この会議で、「地域の中で活動している団体を『地域団体』とする」とした旨の説明ができれば問題ないと思う。

(事務局)

総務省の定義では、コミュニティ、町内会・自治会は「地縁団体」となる。子ども会、シニアクラブなどを福祉団体とするのであれば、「地域団体」に残るのは「コミュニティ、町内会・自治会」となり、総務省の定義する「地縁団体」の表記となると思われ、ルールブックにおける定義は、「地縁団体、福祉団体」としても意図するところは伝わるかもしれない。

(宝達委員)

総務省と厚生労働省と管轄が異なり、それぞれ呼び方が違うのかもしれない。

(千頭委員長)

これまでの議論を尊重して、「地縁団体」という表現は使わず、なじみのある「地域団体」を使うこととしたい。また、地域で活動する福祉関係の団体も入れるとすれば、子ども会、シニアクラブだけでなく、民生委員も例示をする。

(宝達委員)

民生委員を入れる際に、「民生委員・児童委員」としていただきたい。児童委員もやっていただいている。

(千頭委員長)

「地域団体（コミュニティ、町内会・自治会、民生委員・児童委員、子ども会、シニアクラブなど）」とする。

また、資料 7 ページの 3 つ目の白丸の 6 行目は「地域団体」に直さず、当時の記載のままにしないとおかしいと思われる。

(事務局)

修正前に戻させていただく。

(千頭委員長)

とうかい協働ルールブック 2 0 0 6 署名団体や市民活動センター登録団体等から意見が出て、修正はあるかもしれないが、本日の会議での指摘を踏まえたものを案とする。

(事務局)

誤字脱字や細かいチェック等は、事務局に一任していただき、修正させていただく。

イ 東海市の多様な主体による協働のあり方について (案)

事務局から説明

(宝達委員)

資料 1 5 ページの第 1 回ワークショップに関する記載について、「目的」のところに「地縁団体」と書かれているが、「地域団体」としなくても問題ないか。

(千頭委員長)

このワークショップを実施した段階ではまだ「地域団体」という呼び方についての議論がされておらず、これは議論のプロセスが見えるということでもあるため、このままでも良いと思う。

また、資料 1 0 ページの図について、見出しをつける等して「これまでの協働」がわかるようにすると良いと思う。

(宝達委員)

資料 2 9 ページの取組項目 No. 5 の③について、「個人ボランティアから団体活動へステージを変えたい方」というのはどういうことか。

(事務局)

個人でボランティア活動をされている方が、団体に所属してボランティア活動、または市民活動を行うようにステージを変えたいという意味である。

(宝達委員)

資料 6 ページで「ボランティアグループ」という言い方をしており、ボランティアの方々は、グループという言い方がなじんでいるため、「団体活動」

という表現を「グループ活動」にした方が良いと思う。

（千頭委員長）

この「あり方」としてロードマップをつけるが、目次を見ても、いわゆる進行管理の話は出てきていない。「どのように推進していくのか、進行管理をしていくのか」ということの記載があった方がいいように思われるが、その点を記載するのは難しいのか。

（事務局）

委員長が言われる進行管理は、計画のようなものは当然進行管理が必要であるという認識があるものの、この「あり方」が計画と違う立ち位置の性質であると受け止めさせていただいている。「あり方」の中に落とし込めてはいないものの、ロードマップを進めていく際に、俯瞰的に一緒に見ていただくアドバイザーのような方が必要だという認識はしており、担当部局としては、次年度以降ロードマップをどのように進行管理していくのかを検討している。異なる次元になってしまうかもしれないが、必要な視点ではあると認識している。

（千頭委員長）

ロードマップをつけると、「どのように進行管理するのか」という質問をされるかもしれない。

（事務局）

担当部局としては、審議会形式でなく、全体を俯瞰しながら進行管理をコーディネートしていただける方が必要という議論はしている。

（千頭委員長）

「適切な進行管理を図るものとする」という１文を入れておくと、必要性が伝わるかもしれない。

（事務局）

「適切な進行管理を図るコーディネーター等が必要になる。」という１文を入れさせていただく。

（千頭委員長）

とうかい協働ルールブックについては署名団体等に意見聴取をするということで、「あり方」については検討委員会での意見をまとめたものが成果になると思うが、次回検討委員会で最終的な成果物として市に提言するという形でよかったか。

(事務局)

その予定である。

(宝達委員)

資料40ページのところで、「(5)多様な主体に期待される役割」の中の表の「3 地域団体」の②、③及び「4 公益性の高い民間団体」の②について、「他の多様な主体」となっているが、「多様な主体」でよいのではないか。

(事務局)

そのように修正する。

(宝達委員)

資料36ページの取組項目No. 28の中の「中間支援NPO法人」について、「法人」は削除してはどうか。

(事務局)

そのように修正する。

(千頭委員長)

ルールブック、「あり方」とともに、最終版として、修正したものを見え消しでなくして委員宛てに送っていただきたい。

(事務局)

承知した。ルールブックについては、署名団体等に意見聴取をする手続きを進めさせていただく。また、「あり方」については、後日送付させていただくものが、大方の最終案となると思われるので、ご承知おきいただきたい。

(4) その他

次回の検討委員会は、調整のうえ、3月第1週に開催する。正式には後日文書にて通知する。

(5) 閉会